

感染症法に基づく届出疾病（2008年5月12日一部改正施行）

（「感染症発生動向調査実施要綱」による）

1. 全数把握の対象

一類感染症 （診断後直ちに届出） エボラ出血熱*、クリミア・コンゴ出血熱*、痘そう*、南米出血熱*、ペスト*、マールブルグ病*、ラッサ熱*
二類感染症 （診断後直ちに届出） 急性灰白髄炎*、結核*、ジフテリア*、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）*、 <u>鳥インフルエンザ（H5N1）*</u>
三類感染症 （診断後直ちに届出） コレラ*、細菌性赤痢*、腸管出血性大腸菌感染症*、腸チフス*、パラチフス*
四類感染症 （診断後直ちに届出） E型肝炎*、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）*、A型肝炎、エキノコックス症*、黄熱*、オウム病*、オムスク出血熱*、回帰熱*、キャサナル森林病*、Q熱*、狂犬病*、コクシジオイデス症*、サル痘*、腎症候性出血熱*、西部ウマ脳炎*、ダニ媒介脳炎*、炭疽*、つづが虫病*、デング熱*、東部ウマ脳炎*、鳥インフルエンザ（ <u>H5N1を除く</u> ）*、ニパウイルス感染症*、日本紅斑熱*、日本脳炎*、ハンタウイルス肺症候群*、Bウイルス病*、鼻疽*、ブルセラ症*、ベネズエラウマ脳炎*、ヘンドラウイルス感染症*、発しんチフス*、ボツリヌス症*、マラリア、野兎病*、ライム病*、リッサウイルス感染症*、リフトバレー熱*、類鼻疽*、レジオネラ症*、レプトスピラ症*、ロッキー山紅斑熱*
五類感染症（全数） （診断から7日以内に届出） アメーバ赤痢*、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）*、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病*、劇症型溶血性レンサ球菌感染症*、後天性免疫不全症候群*、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎*、先天性風しん症候群*、梅毒、破傷風*、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症*、バンコマイシン耐性腸球菌感染症*、風しん*、麻しん*
新型インフルエンザ等感染症 （診断後直ちに届出） <u>新型インフルエンザ*</u> 、 <u>再興型インフルエンザ*</u>

2. 定点把握の対象

五類感染症（定点） インフルエンザ定点 （週単位で報告）： <u>インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く）*</u>
小児科定点 （週単位で報告）：RSウイルス感染症、咽頭結膜熱*、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎*、感染性胃腸炎*、水痘、手足口病*、伝染性紅斑、突発性発しん、百日咳*、ヘルパンギーナ*、流行性耳下腺炎*
眼科定点 （週単位で報告）：急性出血性結膜炎*、流行性角結膜炎*
性感染症定点 （月単位で報告）：性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症
基幹定点 （週単位で報告）：クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎*、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎*
基幹定点 （月単位で報告）：ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症
法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 疑似症定点 （診断後直ちに報告、オンライン報告可）：摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く）若しくは発熱及び発疹又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

3. オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

二類感染症 <u>鳥インフルエンザ（H5N1）</u>

下線を付したものが今回の改正で変更された疾病
*は病原体サーベイランスの対象となる疾病